

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第一章 組織運動

第四節 中小企業にたいする対策

デフレ政策が中小企業に及ぼした影響は、首切り、賃下げ、労働強化などとなってあらわれたが、このような状態において従来労働運動に無関心であった中小企業労働者の中に、労働運動に対する関心が大きくもり上ってきた。かくして五四年においては総評をはじめとした多くの単産が積極的な中小企業対策をうち出すにいたった。ここでは総評と、中小企業を傘下に多くかかえている総同盟の組織方針を紹介しておこう。

中小企業労働者を守る闘争——総評
1、中小企業労働者の闘争

中小企業労働者の賃金闘争は非常に困難になっている。しかし中小企業労働者こそ生活の最低限を守るために、遅欠配反対、赤字生活解消、失業反対などの闘争に立ち上らざるを得ない。中小企業労働者の賃金闘争こそギリギリ必死の闘争であって、あくまでも闘い抜かざるを得ないものである。

中小企業労働者の闘争は、現在の段階では、経営者の経営放棄に対して、労働者の側から生産の継続、工場閉鎖反対、就労闘争、社会保障の具体的要求の発展を闘わねばならぬという困難な条件がある。このような中小企業労働者の賃金闘争は、中小企業対策の闘争を伴って闘わざるを得ない。

中小企業対策の闘争は、中小企業家の闘争であるが、分散、孤立的な中小企業家を統一した力として結集させるものは、労働者の闘争である。従って、中小企業労働者は何よりも自らを守るための闘争に立ち上らねばならず、またその身を守るためには、大企業を含むすべての労働者の力をえて中小企業対策の闘争の主軸とならねばならぬ。

2、企業整備反対闘争と失業反対闘争
資本家的な企業合理化は、中小企業においても行われ、労働者に犠牲をシワ寄せする。これをはね返す闘争において

a 個々の具体的な条件を無視し、さらに敢えて敵を結合せしめるような画一的な闘い方は正しくない。敵同志の間の対立を十分に利用せねばならない。巨大独占会社に対しては、その企業連のみならず、全組織を挙げて集中的な攻撃を徹底的に加えねばならない。

又、独占間の対立を衝く戦術をも考慮すべきである。

b 然しながら中小企業において、経営破綻に瀕しているものを除いては、独占産業における闘争と結合して、非独占産業においても、職場の大衆闘争を基礎とする実力行使によって闘うべきことはもちろんである。

c しかし破綻に瀕している中小企業においては、組合の力が強く、且つ再建の見透しがつく場合は、生産管理方式も止むなくとらねばならぬ場合もある。なお中小労組の地域的結合と合同の推進は緊要である。これには、地評、地区共闘を積極的に進める。

d、中小企業、地方的企業の場合における経営危機にたいする対策は右の方針に従いつつ、具体的条件に応じた、適切な弾力性ある措置がとられるべきである。

e、いずれにしても企業整備反対闘争は、賃下げ、首切り、労働強化の一切に反対して、生活を守り抜くために、大企業、中小企業を通じて闘われる労働者の強じんな闘争力と統一闘争の拡大のみが武器である。

3、最低賃金制の闘争と社会保障の闘争

中小企業労働者を守る闘争として、結合して闘わねばならぬ闘争であるが、たんに中小企業のみでなく全労働者の闘争として闘われるものであり、その方針は一般運動方針の通りである。

4、中小企業労働者の組織化

未組織の中小企業労働者は、地評を中心として、産業別に組織化しなければならない。これが困難なものについては、急速に地方毎に、地区毎、合同労組に組織させることは、すでに組合を結成しているものについても、これが単一組織又は連合組織へ結集させるために、大単産は地評中心に積極的に活動しなければならない。

5、全労働者との共闘

中小企業労働者は量的にも、質的にも組織力が不十分であるから、以上の目標を達成するためには、積極的に、具体的に、地方、中央における全労働者の協力に訴え、これが共闘に導くために精力的に活動しなければならない。

大企業労働者も、このような中小企業労働者の低賃金、失業の増大によって、自分の賃上げを妨げられているのであるから、大企業、中小企業の労働者の共闘の確立に、大企業の組織的闘争力ある労働者が協力することは、自分自身のためにも絶対に必要なことである。

地評を中心として、まわりの中小企業労働者との組織化や、共闘をはかると共に、大単産は、財政的にも、人的にも、あらゆる支援と指導を与えねばならない。

全労働者は、また前述の通り、中小企業労働者を守る闘いとして、これを守りぬき闘いぬかねばならないことはもちろんである。

中小企業労働者の組織化、合同労組の結成促進——総同盟

(1)わが国労働者の過半数が中小企業さらに零細企業に従事する労働者であることはいうまでもないが、この中小企業労働者の組織化なくしては日本の労働階級の前進はあり得ない。

(2)わが総同盟は今日まで繰返しこのことを強調してきたが、さいきん国鉄などの有力な組合がこの中小企業労働組織問題に関心を示しはじめたことは喜ぶべきことである。

(3)しかし、よくこの困難な事業を組織化する者はわが総同盟をおいてないという自負は、自惚れではなくして、ひたすらに、日本の労働者階級の幸福を念願しそのための労働運動の発展に献身する決意の現われにほかならないが、先般、千葉県連において組織化に着手しつつある合同労組が全国的に関心を呼びつつあることもその証左である。

合同労組の組織要領

- (イ)各府県連合会を中心とする。
 - (ロ)産別組織の整理困難なものを主とする。
 - (ハ)画一的な方針を避け、各地方の実情に基いて組織化する。
- (ニ)会費は概ね百円以上とするが、運営には他の一般的組織とは異なる工夫を要するので、特別委員会を設置して具体的細目を決定する。
- (ホ)零細企業労働者の組織化は、一般的にいう中小企業労働者の組織とは自ら別途に考究されなければならない。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1956年版(第28集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
